

そ う げ ん

第15号
あっけし
農委だより
編集発行
農業委員会
☎52-3131

目 次	会長あいさつ……………1	農地パトロール実施……………3
	新・農業委員の紹介……………2	農地の実勢賃借料……………4
	第24期農業委員会体制……………3	農業委員会活動報告……………4
	農業者年金協会PG大会……………3	事務局からのお願ひほか……………5～8

■第24期 厚岸町農業委員会 委員■



会 長 あ い さ つ

会長 荒岡 正

日頃より、当農業委員会の活動に対しまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の7月、農業委員の任期満了に伴い、若狭町長の任命により14名の農業委員が新たに就任されました。最初の農業委員会総会におきまして、農業委員の推挙をいただき、会長に就任することとなり大変身の引き締まる思いです。また、会長職務代理には西野委員が就任いたしました。

農業委員会は、農業者の公的代表機関として、地域農業者の声や要望を把握し、担い手の確保・育成と優良農地の集積、利用状況の調査による適正な農地の保全、農業者年金の加入推進に努めているところであります。今後とも行政や関係機関とともに、地域農業・農村の健全な発展に向け積極的に活動して参りますので、皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

新・農業委員をご紹介します



寺島 佳宏 委員

この度の農業委員改選

にあたり、厚岸町長に任命され農業委員を務めさせて頂くことになりました。

今年から初めての活動となりましたが、

コロナウイルス渦の中、各イベントや研修会などの中止、会議等では人数制限により全員が揃うことが難しくなっておりますが、微力ながら町民・農家の安定経営の為に頑張っていると思っております。

めまぐるしく変化する酪農情勢ですが、農地の有効活用、耕作放棄地の撤廃、課題はたくさんありますが、3年間がんばりますので、よろしく願います。



多田 和文 委員

この度、農業委員会の改

選にあたり選任を受けました。

6年前に初めて農業委員に任命され、今回で2回目となります。

初めて農業委員となった時とは農業情勢も大分変わってきました。

TPP、EPA、農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきている中で、コロナウイルスによって生活も変わり、農業を取り巻く環境は厳しいものとなってまいりましたが、先輩の農業委員の方々と共に厚岸町の農業発展に貢献できるように、農業委員として3年間務めていきます。



齋藤 泰広 委員

この度、厚岸町農業委員

の改選に伴い、釧路太田農業協同組合より推薦を頂き、町長より任命されました。

初めて農業委員を務めさせて頂くことになり、身の引き締まる思いであります。

今年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大により経済活動が制限されるなど大きなダメージを受けており、農業経営におけるコロナウイルスに対する向き合い方を考えて行かなければなりません。

めまぐるしく変化する酪農情勢に注視しつつ、厚岸町農業発展のため寄与できるよう、微力ではありますが一生懸命がんばりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を、どうぞ宜しくお願いします。

第24期 農業委員会体制を紹介します

令和2年7月、第24期農業委員会がスタートしました。役職並びに各部会等の配置についてお知らせします。

会長▼荒岡 正 / 会長職務代理▼西野 義幸

■農地部会・第1地区

【担当地区】▼トライベツ・若松・糸魚沢・尾幌・上尾幌

部長▼米澤 仁 / 副部長▼樋浦 泰夫

委員▼荒岡 正・遠藤 浩一・菅野多 政東

伊藤 美晴・佐藤 仁昭・西野 義幸

■農地部会・第2地区

【担当地区】▼太田・大別・片無去

部長▼遠藤 浩一 / 副部長▼木原 晃

委員▼寺島 佳宏・齋藤 泰広・米澤 仁・多田 和文

石澤 由紀子・貞 則夫・西野 義幸

●農政部会

部長▼木原 晃 / 副部長▼佐藤 仁昭

委員▼荒岡 正・寺島 佳宏・齋藤 泰広・米澤 仁

遠藤 浩一

●云報部会

部長▼石澤 由紀子 / 副部長▼伊藤 美晴

委員▼多田 和文・貞 則夫・菅野多 政東

樋浦 泰夫・西野 義幸

腕を競い熱戦展開。パークゴルフ大会

厚岸町農業者年金協議会

昨年10月9日、太田農村公園パークゴルフ場で、当協議会主催による

会員の親睦と交流を目的とした、パークゴルフ大会が開催されました。参加者は総勢19名。

大会開催にあたり当協議会



荒岡会長の挨拶、森大会審判長からのルール説明のあと、ゲームはスタートしました。当日は秋晴れの下、多数の参加者により会場は元気な声がかたまっていました。

プレイ終了後は、例年、焼き肉

ハウスで昼食交流会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため中止となりました。

今秋も開催を予定しておりますので、多くの参加をお待ちしております。

農地パトロール実施

(農用地利用状況調査)

昨年10月15・16日の2日間において、遊休農地・農地の違反転用の発生を未然に防ぐこと

と、農地の有効利用を図る

ことを目的に、農地パト

ール（農用地利用状況調

査）を実施しました。この

調査は、農業委員会が農地

法第30条に基づき、毎年1回は必ず取組む

ことが義務付けられた調査です。今回は、

農業委員と事務局、町及びJA釧路太田農

協の職員の協力を得て、町内全域の農地の

利用状況を調査した結果、問

題や事後対応を必要とする箇

所はありませんでした。今後

も農地の適正な利用を図るた

め継続実施する予定ですの

で、ご協力をお願いします。



農地の実勢賃借料の水準について

令和2年4月～令和3年3月までの実勢賃借料水準。

農地の実勢賃借料水準情報

区分	参考賃借料 (10a当たり)	細区分 / 増減割合			
		上/+10%	下/-10%	下/-15%	下/-50%
上畑	3,000円		2,700円		
中畑	2,100円	2,300円	1,900円	1,800円	
下畑	1,500円	1,600円	1,400円		700円

▼締結(公告)された地区名/最高額/最低額掲載します。(単位10a当たり)

▼尾幌・上尾幌/三〇〇〇円/七〇〇円

▼糸魚沢・若松・トライベツ/三〇〇〇円/七〇〇円

▼太田・大別/三〇〇〇円/一四〇〇円

▼片無去/三〇〇〇円/一四〇〇円

令和2年度農業委員会活動報告

4月

▼9日/弟子屈町/釧路地区農業委員会連合会総会・第1回会長・局長会議

▼16日/町内/農地部会第1地区あっせん委員会

▼25日/町内/農地部会第1地区あっせん委員会

▼28日/役場/第26回厚岸町農業委員会総会

▼5月
▼19日/町内/農地部会第1地区あっせん委員会

▼26日/役場/第27回厚岸町農業委員会総会

▼29日/町内/農地部会第2地区あっせん委員会

▼6月
▼【中止】全国農業委員会会長大会及び北海道選出国会議員要請集会

▼16日/役場/第28回厚岸町農業委員会総会

▼18日/札幌市/北海道農業会議第89回総会

▼7月
▼20日/役場/第24期厚岸町農業委員会任命式

▼20日/役場/第1回厚岸町農業委員会総会

▼8月
▼12日/札幌市/市町村農業委員会事務局長研修会

▼24日/札幌市/北海道農業会議臨時総会

▼28日/役場/第2回厚岸町農業委員会総会

▼9月
▼【書面開催】厚岸町農業担い手育成支援協議会総会

▼【書面開催】厚岸町農業者年金協議会総会

▼25日/役場/第3回厚岸町農業委員会総会

10月

▼9日/太田/農業者年金パークゴルフ大会

▼15/16日/町内/農地パトロール(利用状況調査)

▼27日/役場/第4回厚岸町農業委員会総会

▼30日/町内/秋期農地あっせん委員会(第2地区)

▼31日/札幌市/新規就農フェア

▼11月
▼5日/町内/秋期農地あっせん委員会(第1地区)

▼14日/大阪/新・農業人フェア(オンライン)

▼27日/役場/第5回厚岸町農業委員会総会

▼12月
▼【中止】地区別農業委員研修会

▼【中止】市町村農業者年金協議会代議員研修会

▼【書面開催】根釧女性農業委員の会総会

▼1月
▼【中止】女性農業委員等活動強化研修会

▼【中止】農業委員会活動強化研修会

▼【中止】全道農業者年金研究会

▼28日/役場/第6回厚岸町農業委員会総会

▼2月
▼7日/東京/新・農業人フェア(オンライン)

▼25日/役場/第7回厚岸町農業委員会総会

▼3月
▼19日/札幌市/北海道農業会議第90回総会

▼29日/役場/第8回農業委員会総会



★令和3年度の主な事業

- 農業委員会総会(原則28日)
- 厚岸町農業担い手育成支援協議会総会
- 厚岸町農業者年金協議会総会
- 農地あっせん委員会実施
- 農地パトロールの実施
- 農業委員研修会への参加
- 農業者年金相談
- 農業者年金パークゴルフ大会
- 新・農業人フェア出展
- 婚活イベント



★事務局からのお願い

農業委員会では、毎月28日を基準日に総会を開催しています。農地の売買、賃貸借、転用、現況証明などが必要な方は、毎月10日をもとに農業委員会事務局へ提出してください。



★農地法第3条(農地の売買)

農地又は採草放牧地の全部または一部の権利を移動させるときには、農業委員会の許可【農地法第3条】が必要です。



★農地法第4・5条(農地の転用)

・自己用の転用(農家住宅・農業用施設等)の場合、農地法第4条の許可が必要です。
 ・転用を目的とした賃貸借、売買の場合は、農地法第5条の許可が必要です。

※その土地が農業振興地域内である場合は、まず除外の手続きが必要となり、

約6ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。



★農地の相続等の届出のお願い

農業委員会では、相続などによる権利の取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に勤めています。農地法の改正により農地を相続したときは、農業委員会に相続開始から10か月以内に届け出が必要となりますので、農業委員会の窓口までお越しください。

☆全国農業新聞を購読してみませんか!

全国農業新聞は、経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。農地法・農業委員会を初めとする土地問題や、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例など、様々な角度から情報提供を行っています。

購読料11月額700円・毎週金曜日発行お申し込みは、厚岸町農業委員会事務局まで電話(52)3131・内線159まで



◆農業者年金に加入しませんか
農業者年金の特徴とメリット

◎農業者の方なら広く加入できます。

年間60日以上農業に従事する20歳以上60未満の方で、国民年金第1号被保険者の方

で、国民年金第1号被保険者の方

国民年金の保険料納付免除者

を除く方であれば、ごなたで

も加入できます。



◎少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け

取る年金額が決まる積立方式

・確定拠出型ですの

で、少子高齢時代でも非常に



◎保険料は自由に決めることができます。

保険料は月額2万円、

6万7千円の間で

千円単位で自由に決め

られ、いつでも見直せます。



◎終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳

前に亡くなられた場合は、80歳到達月までに受け取れ

るはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値

相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

◎税制面の優遇措置があります。

保険料は全額が社会保険

控除の対象で、支払われる

年金にも公的年金等控除が

適用されます。



◎保険料の国庫補助があります。

2万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料

の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるに

は認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

※詳しくは、農業委員会・農協まで



◆農業委員会事務局

事務局長▼堀 部 誠

主事▼佐々木 大

※事務局の体制は3月1日の記載です。

◇編集後記

農業委員会便り15号をお届けします。

昨年は天候に恵まれ平穩無事な年となりました。

今年も自然災害が少ない年となりますよう、又、

新型コロナウイルスが早く終息に向かうよう、切

に願います。

農業情勢は日々目まぐるしく変化しておりますが

これからも地域農業発展のため頑張っていきたい

と思います。(石澤)



厚岸町農業委員会憲章

農業委員会は

- 一． 農業者・農業地域の代表機関として、新基本法農政の推進を図り
町民の期待と信頼に応えるために務めます。
- 一． 食糧の自給率向上のため、適正な農地行政を推進し、優良農地の
確保と有効利用に務めます。
- 一． 農業者の経営安定と、望ましい農業構造を実現するため、担い手
を育成し、農用地の利用集積と集団化に務めます。
- 一． 地域農業の発展のため、認定農業者の経営支援を強化し、地域活
性化に向け、農業の振興に務めます。
- 一． 暮らしと経営に役立つ情報を収集・提供し、ゆとりある社会づく
りに務めます。

改正 平成十七年一〇月一日

!! まちがない !!



厚岸町